

# 資料編

## 1. 生物多様性に関する世界や日本の動き

### (1) 国際的な動き

#### 1) 概要

- ・1992年（平成4年）にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議（地球サミット）\*」で、「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）への署名が開始され、1993年（平成5年）に発効した。
- ・その後、生物多様性条約締約国会議（通称COP）が、概ね2年に1回開催されてきた。
- ・2002年（平成14年）にオランダのハーグで開催された生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）では、「2010年までに生物多様性の減少速度を顕著に減少させる」という「2010年目標」が採択された。
- ・2010年（平成22年）には、愛知県名古屋市で、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催された。COP10では、「2010年目標」が達成されなかったことを受け、2011年（平成23年）以降の新たな世界目標として「戦略計画2011-2020」と、その達成に向けた5つの戦略目標と20の個別目標（愛知目標）が採択された。
- ・2010年（平成22年）の第65回国連総会において、2011年（平成23年）～2020年（令和2年）の10年間を、愛知目標の達成に貢献するために、国際社会のあらゆる主体が連携して生物多様性の問題に取り組む「国連生物多様性の10年」とすることが決定した。
- ・2014年（平成26年）に韓国・ピョンチャンで開催された生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）では、「戦略計画2011-2020」と愛知目標の中間評価が行われた。その結果、ほとんどの愛知目標は、現状のまま施策を進めても達成できず、目標の達成に向けて緊急で効果的な行動が必要であることが確認された。
- ・2018年（平成30年）にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）では、愛知目標に続く生物多様性の新たな世界目標の検討プロセス等が採択された。
- ・2019年（令和元年）5月に「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」（IPBES）が、生物多様性の危機的状況を示す「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」を発表した。
- ・2019年（令和元年）5月に、先進7か国（G7）環境相会合は、生物多様性の損失を止める取り組みを加速し、2020年（令和2年）以降の保全目標の策定と実施を支援することをうたう「メッス憲章」を採択した。
- ・2021年（令和3年）に中国の北京で開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、愛知目標に続く生物多様性の新たな世界目標（ポスト愛知目標）が議論される予定。

## 2) 主要動向

### ① 国連環境開発会議（地球サミット）

1972年（昭和47年）6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の20周年を機に、1992年（平成4年）6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。地球サミットと呼ばれることもある。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。

この会議には100余か国からの元首又は首相を含め約180か国が参加した。また、NGOや企業、地方公共団体からも多数が参加し多様な催しも開催された。この会議で、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（リオ宣言）」やこの宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ21」そして「森林原則声明」が合意された。また、別途協議が続けられていた「気候変動枠組条約\*」と「生物多様性条約」への署名が開始された。（引用：E I Cネット）

### ② 生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）

生物多様性は人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものであり、世界全体でこの問題に取り組むことが重要であることから、1992年（平成4年）5月に「生物多様性条約」がつくられた。

この条約には、先進国の資金により開発途上国の取組を支援する資金援助の仕組みと、先進国の技術を開発途上国に提供する技術協力の仕組みがあり、経済的・技術的な理由から生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組が十分でない開発途上国に対する支援が行われることになっている。また、生物多様性に関する情報交換や調査研究を各国が協力して行うことになっている。

条約の目的

- 1 生物の多様性の保全
- 2 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

（参考：環境省 生物多様性ウェブサイト）

### ③ 戦略計画 2011-2020（愛知目標）

2010年（平成22年）に、愛知県名古屋市で開催された、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において2011年（平成23年）以降の新たな世界目標である愛知目標を含む「戦略計画2011-2020」が採択され、2050年（令和32年）までの長期目標（Vision）と、2020年（令和2年）までの短期目標（Mission）が設定された。長期目標では2050年（令和32年）までに「自然と共生する世界」を実現することが掲げられており、ここで示された「自然との共生」の概念は2010年（平成22年）1月にわが国から生物多様性条約事務局に提案したもので、わが国において古くからつちかわれてきた自然と共生する智恵や考え方が、広く世界各国の理解と共感を得たものといえる。また、短期目標は「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げ、短期目標を達成するため、5つの戦略目標（Strategic Goal）と、その下に位置づけられる20の個別目標（Target）が愛知目標として定められた。

（参考：生物多様性国家戦略 2012-2020）

## (2) 国内の動き

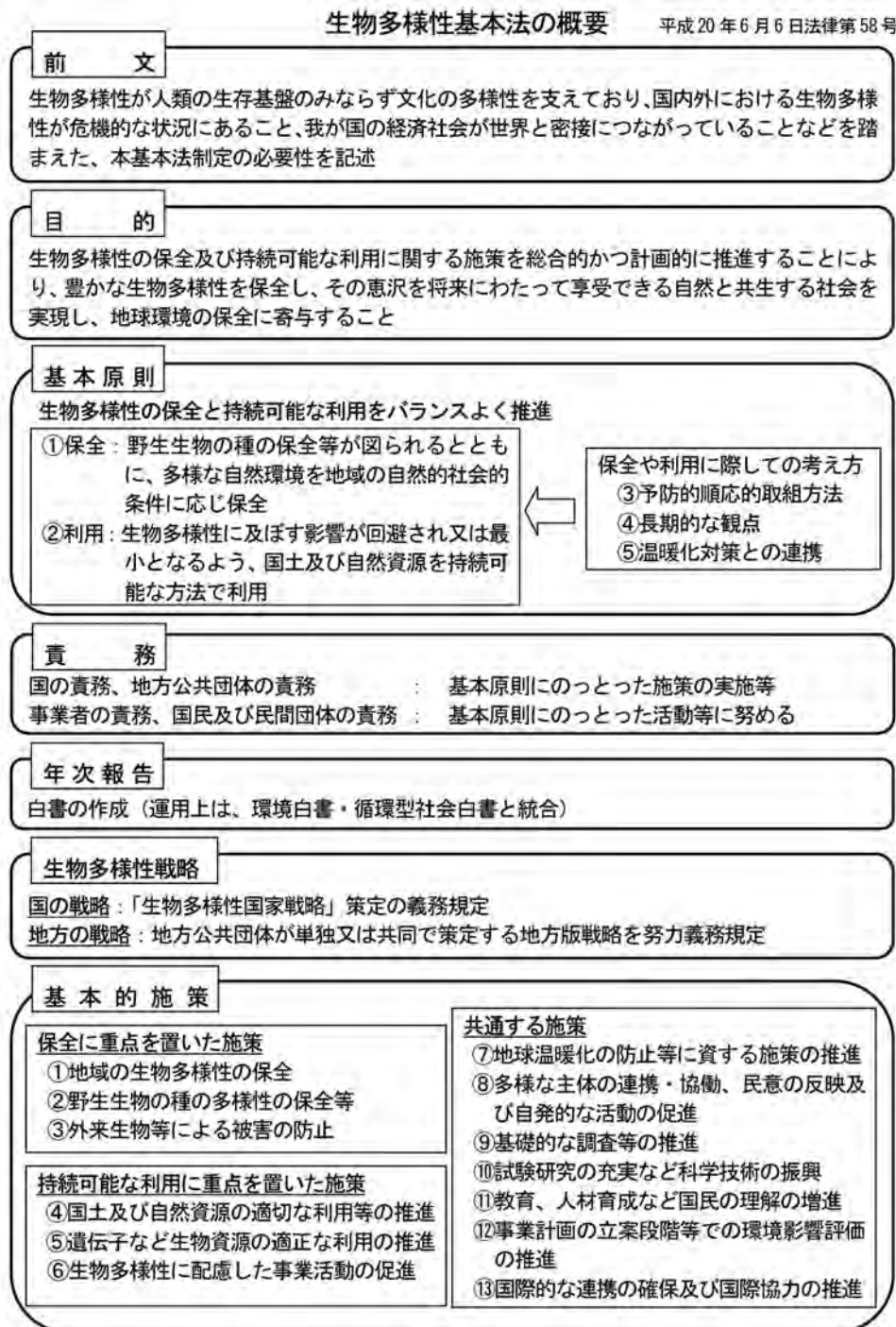
### 1) 概要

- ・ 1993年（平成5年）5月に「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）を締結し、同年12月に条約が発効した。
- ・ 生物多様性条約の締結を受けて1995年（平成7年）10月に生物多様性条約に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用を目的として、最初の「生物多様性国家戦略」が策定された。その後、2002年（平成14年）に「新・生物多様性国家戦略」、2007年（平成19年）に「第三次生物多様性国家戦略」が策定された。
- ・ 2008年（平成20年）に、「生物多様性基本法」が制定され、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本施策などが示された。また、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略策定の努力義務などが規定された。
- ・ 2010年（平成22年）に、「生物多様性基本法」に基づく初めての法的計画として「生物多様性国家戦略2010」が策定された。
- ・ 2010年（平成22年）には、さまざまな立場の人々が互いに連携し、生物多様性の保全のための活動を促進することで、それぞれの地域における生物多様性の保全を図ることを目的とした「生物多様性地域連携促進法」が公布された。
- ・ 2010年（平成22年）に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の成果を踏まえ、2012年（平成24年）に「愛知目標」達成に向けた国のロードマップとして「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定された。
- ・ 「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」が2016年（平成28年）12月時点、110の地方公共団体（39の都道府県、15の政令指定都市、56のその他市町村）において策定されている。
- ・ 埼玉県では、2008年（平成20年）に「生物多様性保全県戦略」を策定し、2018年（平成30年）に「生物多様性基本法」に基づき「生物多様性国家戦略2012-2020」を指針とする「埼玉県生物多様性保全戦略（2017年度～2021年度）」を策定している。

## 2) 主要動向

### ① 生物多様性基本法

生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。2008年（平成20年）5月に成立し、同年6月に施行された。本基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本的施策など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示された。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されている。



生物多様性基本法の概要

出所：環境省生物多様性ウェブサイト



## ② 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 (生物多様性地域連携促進法)

生物多様性地域連携促進法は、地域における生物多様性の保全の必要性〔[1] 地域における生物多様性が深刻な危機に直面していること、[2] 生物多様性は地域の自然的社会的状況に応じて保全されることが重要であること、[3] 生物多様性に関する社会的要請が増大していること（生物多様性基本法の制定、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催）〕にかんがみ、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として、2010年（平成22年）12月10日に制定され、2011年（平成23年）10月1日に施行された。

### 生物多様性地域連携促進法について

(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律)

#### 趣旨・背景

- ◆ **生物多様性が深刻な危機に直面**
  - 希少な野生動植物の減少
  - 二次的自然（里地里山など）の手入れ不足
  - 外来種の侵入による生態系の攪乱
- ◆ **地域の特性に応じた保全活動が必要**
- ◆ **生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大**
  - 生物多様性基本法（平成20年）の制定
  - 生物多様性条約COP10の開催（愛知県名古屋市）



地域における多様な主体の有機的な連携による  
生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要

#### 制度の概要

- ◆ **基本方針の策定**
  - ・ 環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定
- ◆ **地域連携保全活動の促進の枠組み**
  - ・ 市町村による地域連携保全活動計画の作成
  - ・ NPO等による計画の案の作成について提案
  - ・ 自然公園法等の許可等に係る行為については、環境大臣又は都道府県知事の協議・同意。
  - ・ 地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
  - ・ 地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置
- ◆ **関係者間のマッチングのための体制の整備**
  - ・ 関係者（活動実施者、土地所有者、企業等）間における連携・協力のあつせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備
- ◆ **生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助**
  - ・ 民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
  - ・ 環境大臣が生物多様性保全上重要な土地（国立公園等）を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のため意見の聴取
- ◆ **所有者不明地に関する施策の検討**
  - ・ 土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる





## ③ 生物多様性国家戦略 2012-2020

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すことを目的として改定された。生物多様性地域戦略を検討する際の基本となる。



#### ④ 埼玉県生物多様性保全戦略（2017年度～2021年度）

埼玉県では2008年（平成20年）3月に策定された「生物多様性県戦略」を見直し、2018年（平成30年）2月に「埼玉県生物多様性保全戦略」が策定された。

##### 計画の趣旨

自然共生社会を実現させるため、生物多様性の保全に関する具体的な施策や目標を設定する。

##### 計画の期間

2017年度（平成29年度）～2021年度（令和3年度）までの5年間

##### 生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための取組

###### 1. 基本的な考え方（抜粋）

本県の地形は、県西部の「山地」、県中央部の「台地・丘陵地」、県東部の「低地」と大きく区分することができます。これらの地域では、長い時間をかけて形成された多様な生態系を保全するとともに、主な都市地域での新たな生態系の創出などの取組が必要です。そして、県、市町村、企業、NPO等、県民は連携・協働し、それぞれの役割分担の中で、本県の彩り豊かな自然が育む生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりを目指します。

###### 2. 施策展開の方向性

###### 基本戦略Ⅰ．多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる

- 1 適正な森林の整備と保全の推進
- 2 野生鳥獣の個体数管理による森林生態系への被害防止
- 3 森林生態系の野生動物の保護の推進

###### 基本戦略Ⅱ．里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する

- 1 里山・平地林整備の促進による生物多様性の向上
- 2 良好なみどりの保全の推進
- 3 多自然川づくりの推進
- 4 環境負荷低減に向けた農業農村整備の推進
- 5 野生鳥獣の適正な保護管理による生態系サービスの回復
- 6 外来生物対策の推進による生態系の保全
- 7 多様な生態系と野生動植物の保全の推進

###### 基本戦略Ⅲ．都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる

- 1 身近な緑の創出の推進
- 2 都市公園の整備による緑の創出
- 3 多自然川づくりの推進
- 4 都市化に伴う野生鳥獣の適正な保護管理
- 5 外来生物による生活被害の防止
- 6 県民主体の生物多様性保全活動の推進
- 7 都市地域での生物多様性保全の普及啓発
- 8 生物多様性情報の収集と公開

## 2. エコロジカルネットワークのイメージ

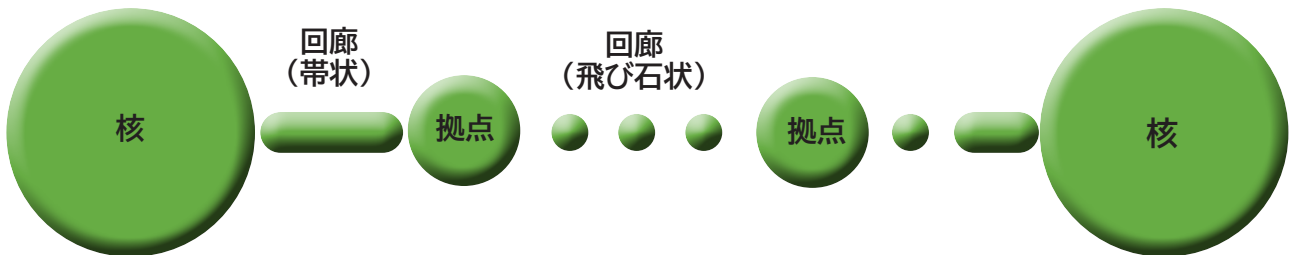
### (1) エコロジカルネットワークの概念

野生の生きものの多くは、生まれてから1か所にとどまっているのではなく、繁殖や採食等のために日、年、一生などの単位で、さまざまな環境を移動して暮らしています。そのため、生きものが長くその地域で生息生育できるようにするためには、同じタイプや異なるタイプの「生物生息空間」があり、その間を生きものが移動できるようになっていることが望まれます。

本戦略では、エコロジカルネットワークの構成要素を「核」「拠点」「回廊」の3つに区分し検討を行っています。

エコロジカルネットワークの構成要素

核	高次消費者（生きものの食う・食われるの関係の上位の生きもの）をはじめとする、多くの動植物の安定的な生息地。拠点への動植物の供給源になる。
拠点	動植物の安定的な生息地
回廊	核や拠点をつなぎ、動植物の移動経路となる生物生息空間。帯状のものと飛び石状のものがある。



エコロジカルネットワークの概念

### (2) 樹林・草地・水辺ごとのエコロジカルネットワークのイメージ

本市における、樹林、草地、水辺のエコロジカルネットワークのイメージを示します。

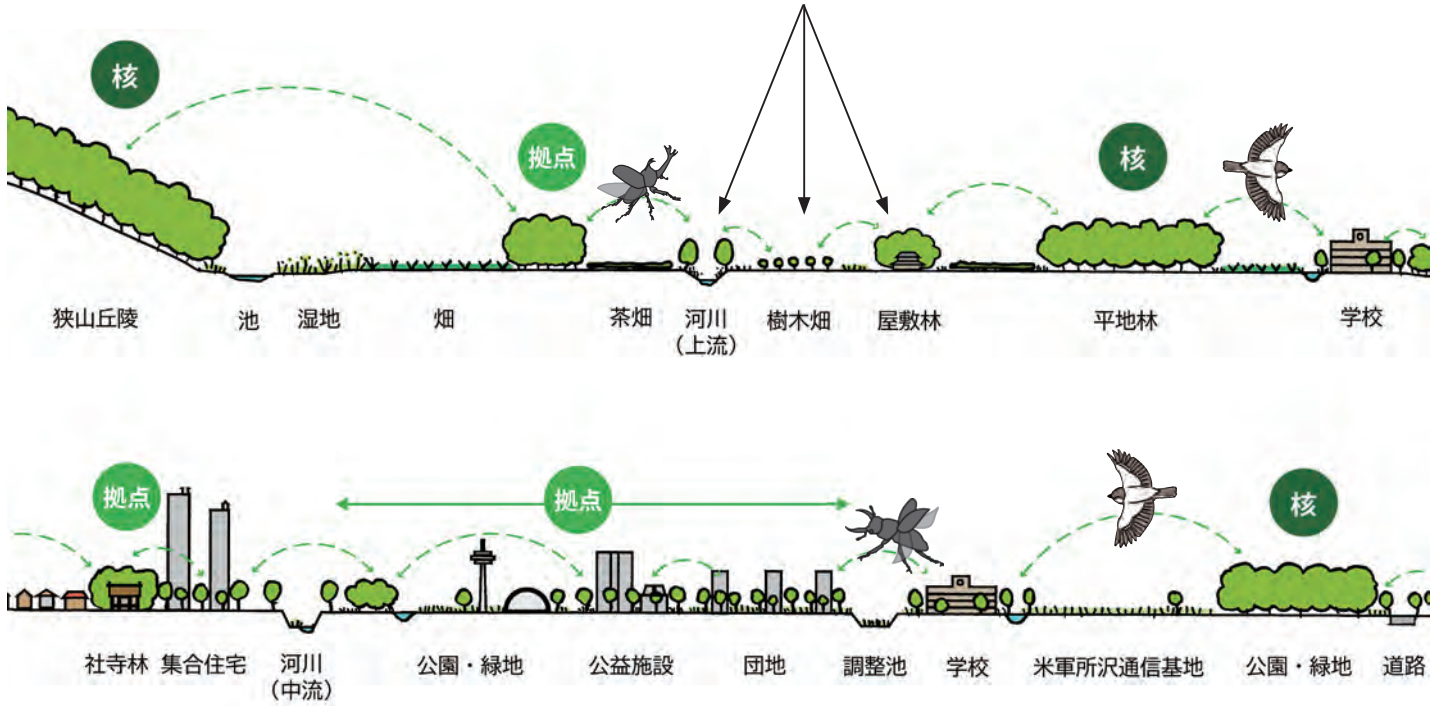
「核」「拠点」「回廊（まち）」で生息が期待される生きものを整理しました。



## 1) エコロジカルネットワークのイメージ (樹林)

公園や学校、庭の樹木を伝って、まちなかにも小鳥やクワガタムシなどがやってきます。

「核」と「拠点」、「拠点」と「拠点」の間の飛び石となる樹林が「回廊」です (矢印は例示)。



生息が期待される生きもの

核					拠点		
	ホンドキツネ	ヤマガラ	ミヤマセセリ	スズムシ		ヒミズ	コゲラ
							
	オオタカ	キビタキ	ノギリクワガタ	クツワムシ		ホンドタヌキ	モズ
							
	アオゲラ	オオムラサキ	シロスジカミキリ			ツミ	ウグイス

上 段

下 段



連続した図面を上段と下段に分けて示しています。



資料編



エナガ



ムラサキシミ



ゴマダラチョウ



ヤマトタムシ



アオダイショウ



アカシジミ



コクワガタ



シマヘビ



コムラサキ



カブトムシ

まち



オナガ



メジロ



シジュウカラ

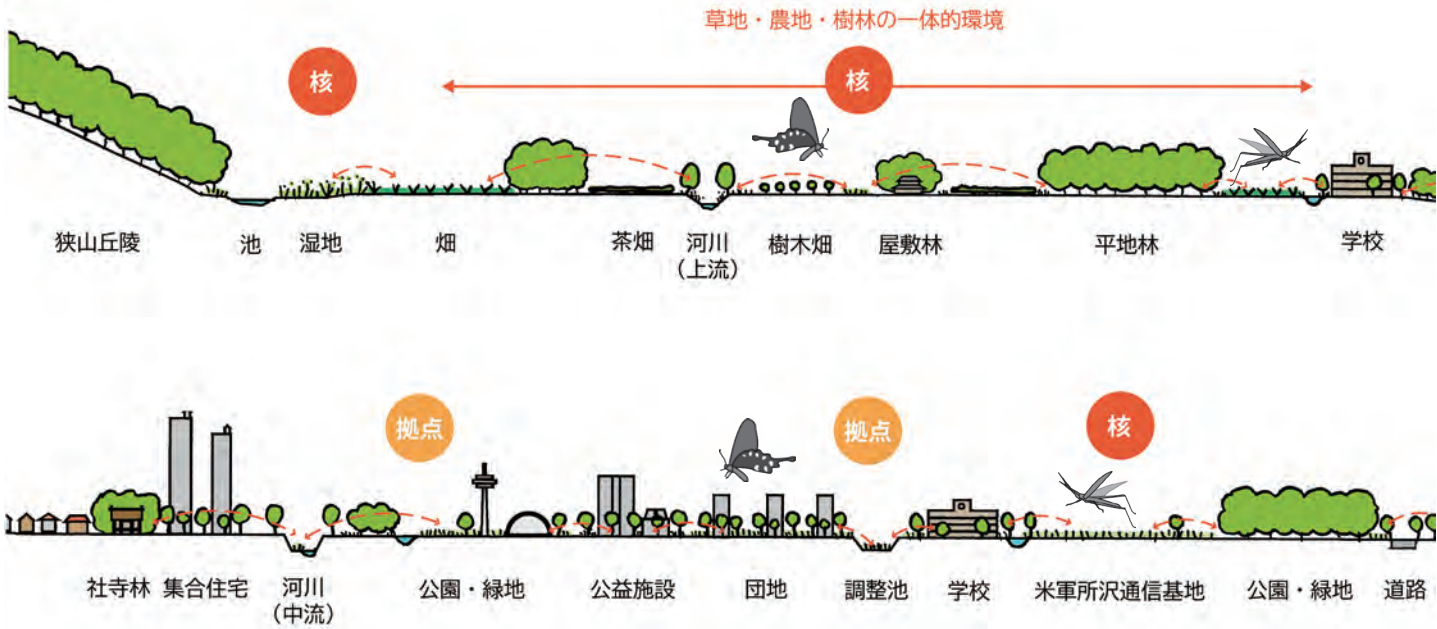


カナブン



## 2) エコロジカルネットワークのイメージ (草地)

公園や学校、調節池、庭の草地を伝って、まちなかにもバッタやチョウ、小鳥などがやってきます。



生息が期待される生きもの

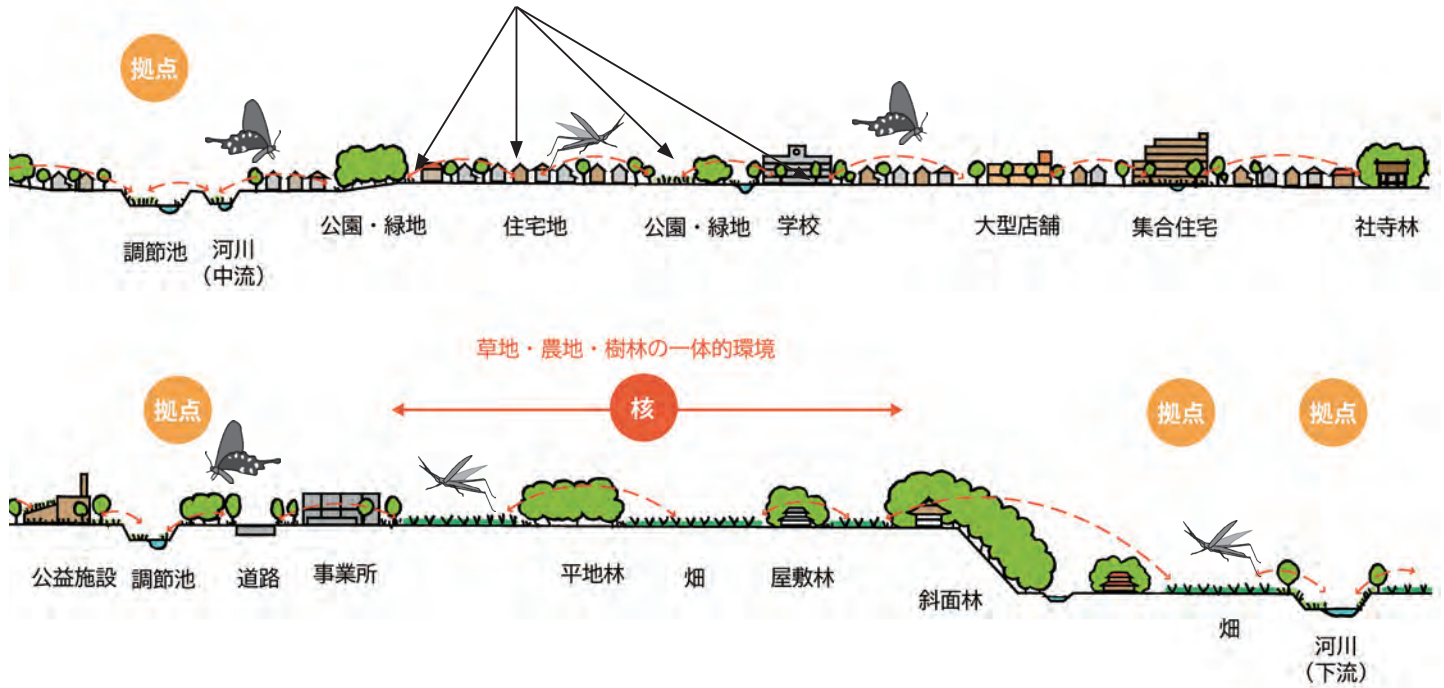
核				拠点			
	ホンドイタチ	ホンドキツネ	カヤコオロギ		ホンドタヌキ	ヒバリ	ヒガシニホントカゲ
							
	キュウシュウノウサギ	ジャノメチョウ			キジ	ウグイス	アオダイショウ
							
	ホンドカヤネズミ	クツムシ			モズ	ホオジロ	シマヘビ





連続した図面を上段と下段に分けて示しています。

「核」と「拠点」、「拠点」と「拠点」の間の飛び石となる草地在「回廊」です（矢印は例示）。



資料編



ヒガシキリギリス

まち



アズマモグラ



ツグミ



キアゲハ



ナナホシテントウ



アブラコウモリ



ジョウビタキ



ベニシジミ



エンマコオロギ



ツバメ



ニホンカナヘビ



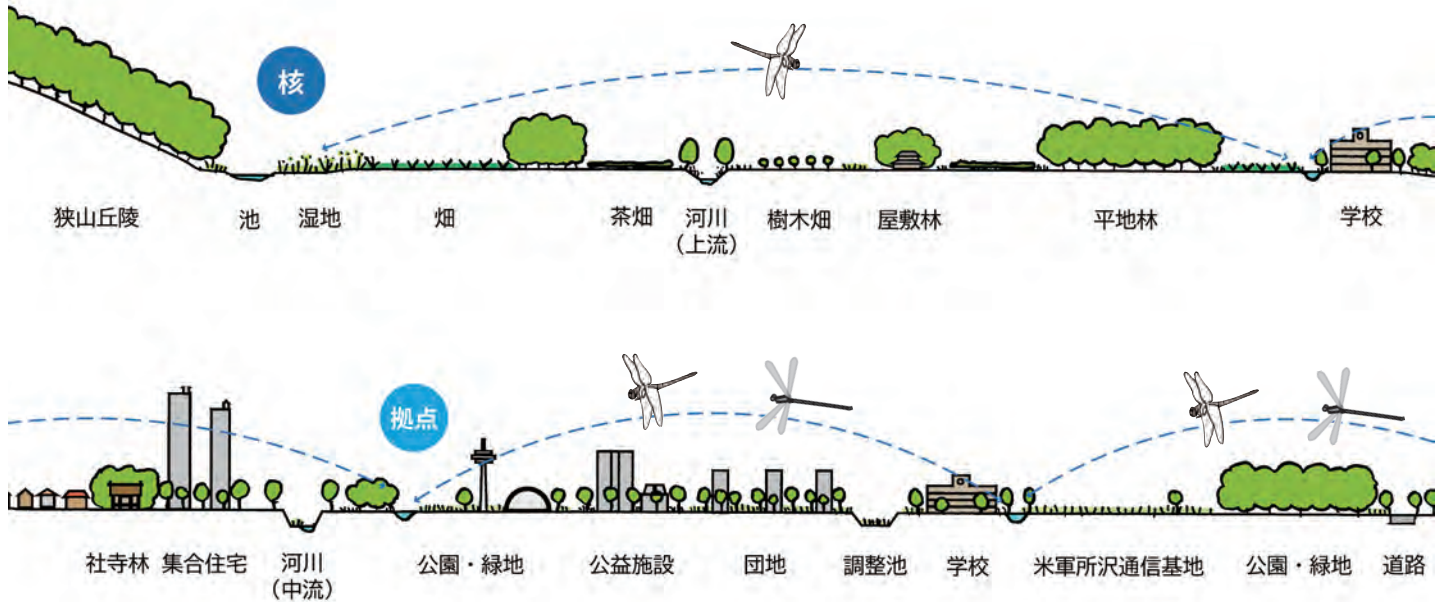
コアオハナムグリ



トノサマバッタ

### 3) エコロジカルネットワークのイメージ (水辺)

公園や学校、調節池、庭の池などを伝って、まちなかにもトンボや水鳥がやってきます。



生息が期待される生きもの

核						拠点	



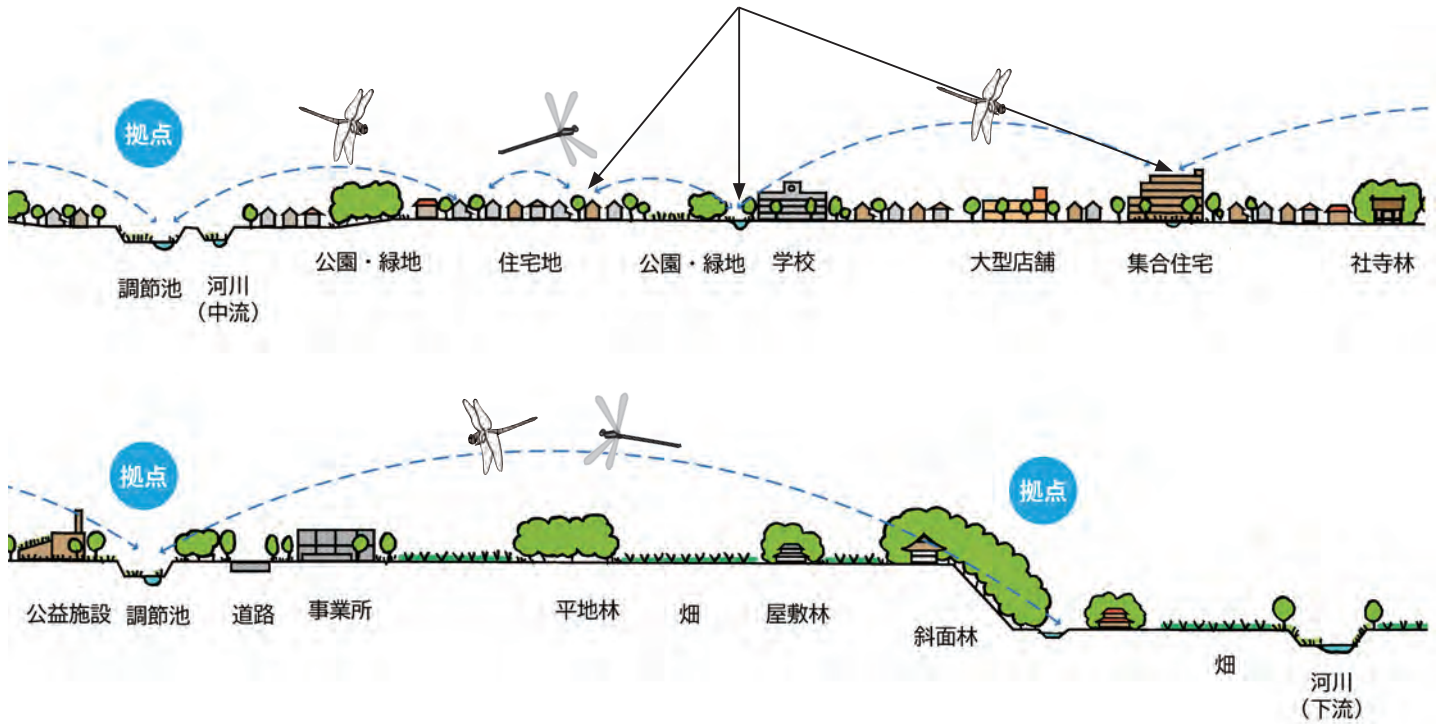
上段

下段



連続した図面を上段と下段に分けて示しています。

「核」と「拠点」、「拠点」と「拠点」の間の飛び石となる水辺が「回廊」です（矢印は例示）。



アズマヒキガエル



コムラサキ



スジエビ



テナガエビ

まち



カルガモ



ハクセキレイ



ギンヤンマ



アキアカネ



コガモ



アマガエル



シオカラトンボ



コシアキトンボ



## 3. 用語説明

あ

### ESG（イーエスジー）

「ESG」は、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）の頭文字をとったもの。「企業の持続的な成長には、ESGの3つの観点が必要」という考え方が世界で広まっており、投資家が、企業に投資する際に、従来の財務情報だけでなく、ESGに注目する「ESG投資」も急速に広がっている。

### ESD（イーエスディー） 持続可能な開発のための教育

Education for Sustainable Developmentの略。人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会におけるさまざまな問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

### 遺伝子攪乱

他の地域から人為的に生きものが持ち込まれることにより、遺伝的形質の異なる同種の個体との間で交配し、長い年月をかけて形成された、地域ごとの遺伝的多様性が失われてしまうこと。

### 営巣

動物が自分の巣をつくること。

### エコツアー

自然環境や歴史文化を体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然や文化を保全する意識を醸成する観光形態のこと。

### エコトーン

陸域と水域、森林と草原など、異なる環境が連続的に推移して接している場所。一般に生物多様性が高い。

### エコラベル【解説 115 ページ】

環境や生きものの生息環境に配慮して生産されている商品、地産地消に関する商品、国内産原料や国内産農産物で生産された商品などに付けられているラベル。

### エコロジカルネットワーク

生物多様性を保全するため、生物生息空間を適切に配置し、生態的なつながりを持たせること。

### SNS（エスエヌエス）

Social networking serviceの略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。Facebook、Twitter、LINEなど。

### SDGs（エスディーズ） 持続可能な開発目標【解説4・5ページ】

Sustainable Development Goalsの略。「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための17の国際目標。2015年（平成27年）の国連サミットで採択された。

### 屋上緑化

建物の屋根や屋上に植栽基盤をつくり植栽する緑化。気温低減や建物の室内温度及び表面温度の上昇を防ぐ効果がある。

## 落ち葉堆肥農法

樹木の落ち葉を掃き集め堆肥とする約 360 年にわたり続けられてきた伝統農法。

## 温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。代表的なものとして、二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素等がある。

# か

## かいぼり

元は、農業用のため池の水を抜き、堆積したヘドロや土を取り除くこと。現在は、水質改善や、外来生物駆除のためのかいぼりが行われている。

## 回遊魚

成長段階や環境の変化に応じて生息場所を移動する魚。

## 外来生物【解説 102 ページ】

人間の活動によって海外や国内の他の地域から、意図する・意図しないにかかわらず、持ち込まれた生きもの。

## 学習林・学校林【解説 107 ページ】

自然学習のために、学校で保有又は借用している林。所有者の話の聞いたり、下草刈りやごみ拾いなど学校ごとに多様な活動が展開されている。

## 学校ビオトープ

環境教育の教材として活用することを主たる目的に、学校の敷地内に設置した生物生息空間のこと。樹林や草地、池などさまざまなタイプがある。

## 学校ファーム

学校単位に設置された農園。心身ともに発育段階にある児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることをねらいとする。

## 河畔林

河川と相互に影響を及ぼす（洪水をうける、日陰をつくるなど）範囲の森林。水生・陸上生物の生息空間を形成するとともに、日射の遮断効果、水生昆虫や魚類の餌の供給、土砂の流出防止、水質の浄化などの働きがある。

## 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

## 環境保全型農業支援交付金交付事業

環境保全型農業に取り組む農業者に対して支援を行う事業。

## 気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化対策に世界的に取り組んでいくことの国際的な枠組みを定めた条約。

## 休耕地

目下、作物の生産を行っていない農地。

### クアオルト®健康ウォーキング

ドイツのクアオルトで活用されている、気候性地域療法の手法やコースの基準を基本とし、日本の自然環境や気候に適合させ、路面の傾斜や変化、安全対策などに配慮した運動療法。

### COOL JAPAN FOREST 構想

所沢市と株式会社 KADOKAWA が、共同プロジェクトとして取り組んでいる、文化と自然が共生した、誰もが「住んでみたい」「訪れてみたい」地域づくりを進める構想。

### くず掃き（落ち葉掃き）

堆肥として用いるため、秋から冬の間雑木林の落ち葉を掃き集める作業。集めた落ち葉は1年以上発酵させて堆肥にする。

### くぬぎ山地区自然再生協議会・くぬぎ山地区自然再生事業【解説 120 ページ】

所沢市、川越市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」において、その歴史的・文化的・環境的価値を継承することを目的として、自然再生推進法に基づいて設置された協議会で、行政、地域住民、専門家、NPO等が参加している。

### グリーンインフラ・グリーンインフラストラクチャー・G I（ジーアイ）【解説 125 ページ】

社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、雨水の流出抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取り組み。

### クロスケの家

公益財団法人トトロのふるさと基金が、自然を守るための活動拠点として管理している古民家。

### ゲリラ豪雨

突発的で天気予報による正確な予測が困難な局地的大雨。

### 原生林

昔から現在まで、一度も人手が加えられたことのない、自然のままの森林。

### 県内希少野生動植物種

「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づき指定された、県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障をきたす事情が生じていると判断される種。2001年（平成13年）12月1日以降、22種が指定されている。

### 公共公益施設

公共施設と公益施設の総称。公共施設とは、道路、公園、下水道などの都市の骨格を形成するような一般市民の利用を目的として整備される施設。公益施設とは、教育施設、行政サービス施設、医療・福祉施設、コミュニティ施設などの市民生活に必要なサービス施設。

### 公共施設緑化ガイドライン

公共公益施設の緑化指針で、緑化基準、緑化方法、維持管理、植栽候補種、緑化協議などを定めたもの。

### 高次消費者

生きものの食う・食われる関係の上位にいる種。

### 公有地・公有地化

公有地は地方公共団体が所有する土地。公有地化は公有地にすること。

### 護岸

河岸や海岸の水ぎわの浸食防止のために造られる工作物。



## 国際基準GAP（ギャップ）・グローバルGAP（ギャップ）

農産物が安全であることを示す国際認証規格。GAPは「Good Agricultural Practice」の頭文字で、農業生産工程管理と呼ばれる。

## 国内希少野生動植物種

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づき指定された、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障をきたす事情が生じていると判断される種。2020年（令和2年）2月10日時点、356種が指定されている。

## 国連環境開発会議（地球サミット）

1972年（昭和47年）6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の20周年を機に、1992年（平成4年）6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。この会議で、別途協議が続けられていた「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」への署名が開始された。

## こどもエコクラブ

幼児から高校生までの子どもたちが地域の中で大人と一緒に、楽しみながら自主的に環境活動・環境学習に取り組むことを支援する事業。

## 固有種

特定の限られた地域にのみ生息する種。

た

## 最終処分場

廃棄物を埋立処分するための施設。

## 埼玉県環境アドバイザー制度

豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言等を行う人を「環境アドバイザー」として登録し、紹介する埼玉県の制度。

## 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里

狭山丘陵の身近な自然とのふれあいを通して、自然の大切さや自然と人との関わりなどを考えるために整備された、所沢市域約1,000haの自然のエリア。

## 埼玉県生物多様性保全戦略

2018年（平成30年）2月に策定された、埼玉県の生物多様性地域戦略。

## さいたま緑の森博物館

狭山丘陵の雑木林や湿地などの自然そのものを展示物とした、入間市と所沢市にまたがるおよそ85haの広さの体験型の博物館。

## 在来種

もともとその地域に生息していた種の個体及び集団。

## 里山

人里近くにあり、昔から人々が生活のために利用してきた森林。

## 里山保全地域

「ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例」に規定されている緑地保全制度。建築行為など一定の土地利用を制限することにより、みどりを保全するとともに、さまざまな主体による適正な維持管理を進めることにより、みどりの質を高め、将来に継承していく制度。

## 産卵母貝

タナゴ類などが産卵する貝。タナゴ類が好んで産卵母貝とするのは、イシガイ科の二枚貝類。

## CSR（シーエスアール） 企業の社会的責任

Corporate Social Responsibility の略。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える責任をもち、あらゆる利害関係者（消費者、投資家など、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。

## 市街化区域

「都市計画法」に基づき、都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として定められた区域。市街化区域では、一定のルールのもとに、建物を建築することができる。

## 市街化調整区域

「都市計画法」に基づき、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として定められた区域。市街化調整区域では、原則として都市計画法による許可等を受けなければ、建物を建築できない。

## 指標種

生息できる環境条件が限られていることが判明している生物。

## 市民の森

緑地の保護及び市民の良好な生活環境を確保するため、「所沢市市民の森設置要綱」に基づき土地所有者と市が契約を締結し、市民に憩いの場の提供やみどりを保護する思想の普及を図る樹林地。

## 市民緑地

市内に残る貴重な民有緑地を保全するとともに、広く市民の利用に供するため、「都市緑地法」に基づき土地所有者と地方公共団体、民間団体などが契約を締結し、地域の人たちに利用できるように開放する制度（市民緑地契約制度）。加えて、緑化地域及び緑化重点地区内の民有地を市民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度（市民緑地認定制度）がある。

## 社寺林

神社・寺院が所有し、参道や拝所を囲むように維持されている樹林。

## 斜面林

段丘等の傾斜地にある樹林。

## 樹洞

樹皮がはがれて木の中が腐るなどして隙間が開き、できた洞窟状の空間。

## 蒸散作用

水が水蒸気として植物体内から大気へ拡散する現象。水分が蒸発する時に周囲から熱を吸収し、温度を下げる効果がある。

## 常緑広葉樹林

常緑（年間を通して葉をつける）の広葉樹（葉が広く平たい木）から構成される樹林。

## 薪炭林

燃料とする薪等を得るために利用される雑木林。

## 瀬・淵

自然にできる河川構造のこと。川には流れが速く水深の浅い場所と流れが遅く水深の深い場所がある。流れが速く浅い場所を瀬（せ）、その前後で流れが緩やかで深いところを淵（ふち）と呼ぶ。

## 生産緑地地区

良好な都市環境を確保するために役立つ市街化区域内の農地を計画的に保存することを目的として都市計画で定める地区。生産緑地地区に指定されると、建築行為等の制限がかかるほか、固定資産税や相続税納税猶予の特例等、税法上の取り扱いも変更となる。平成29年の法改正により、生産緑地地区の指定（都市計画決定）から30年が経過する生産緑地地区について、市に買取り申出できる時期を10年間延伸できる特定生産緑地制度が創設された。

## 生態系

ある地域に生息・生育する生きものとそれらの生活空間である大気、水、土等の無機的環境を含めたつながりのこと。生きものは、生産者（緑色植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や菌類）に分類することができ、これらの生きものや大気、水、土等との間でエネルギーや物質が循環している。

## 生態系被害防止外来種リスト【解説102ページ】

生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを、生態的特性及び社会的状況もふまえて選定した外来種のリスト。「愛知目標」達成のために、環境省と農林水産省によってまとめられ、2015（平成27年）年3月に公表された。429種が記載されている。

## 生物生息空間

本戦略における動植物の生息・生育場所の呼び方。「生物生息空間」には、樹林や草地のほか、水面や湿地、水田などの水辺、農地などさまざまな種類がある。規模も狭山丘陵の林や平地林などの大きいものから、庭木などの小さなものまでさまざまなものがある。

## 生物多様性【解説3ページ】

生きものたち（動物・植物等）の豊かさにつながりのこと。「生物多様性条約」では、生物多様性を「すべての生きものの中に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルがあるとしている。

## 生物多様性基本法

2008年（平成20年）に制定され、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本施策などが示された。また、都道府県及び市町村による「生物多様性地域戦略」策定の努力義務などが規定された。

## 生物多様性国家戦略

生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための国家的な戦略。

## 生物多様性条約

生物多様性は人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものであり、世界全体でこの問題に取り組むことが重要であることから、1992年（平成4年）5月に「生物多様性条約」がつくられた。条約の目的は、1 生物の多様性の保全、2 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、3 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分 とされている。

## 生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第13条に基づき、地方公共団体が策定する、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画。「生物多様性ところざわ戦略」は所沢市における生物多様性地域戦略。

## 雑木林

かつては用材にならない雑多な木からなる林の意味で用いた。落葉広葉樹林で、薪炭林、農用林などとして使われてきたものが多く、里山の中心的存在。伐採、下草刈り、くず掃き、萌芽更新等の人為的な管理によって維持されてきた。



## た

### 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、河川が本来有している生きものの生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

### 段丘崖

河川の流路に沿う階段状地形を河岸段丘という。元の谷の中に新しい谷がつくられる河川の浸食作用の繰り返して形成され、元の谷床の部分を段丘面、新たな谷の壁の部分を段丘崖と呼ぶ。

### 地産地消

「地域で生産された農林畜水産物を地域で消費する」こと。地産地消を進めることにより、新鮮で安全・安心な農産物の確保、食料の遠距離輸送に伴うエネルギー資源の抑制などの効果が期待される。生産者と消費者の顔の見える関係を大切にし、地域の農業や農地を大切にしようという考え方も含まれる。

### 地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のこと。

### 抽水植物

水生植物のうち、水底に根を張り、茎の下部は水中にあるが、茎か葉の少なくとも一部が水上に突き出ているもの。ヨシ、ガマ、マコモなど。

### 調節池・調整池

調節池は、洪水を防ぐため、川の一定流量を越える水の一部を川から取り入れて一時貯留し、川の水が引けたあとに放流する施設。調整池は洪水を防ぐため、下水管などに流れ込む雨水の一部を一時貯留し、大雨が去ったあとに川などに放流する施設。

### 天然記念物

学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として「文化財保護法」に基づき指定されたもの。

### 特定外来生物【解説 102 ページ】

外来生物のうち、海外から導入されることで、日本の生態系や農林業、人の生活に大きな悪影響を及ぼす可能性があるとして、「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」で指定された生物。

### 特別緑地保全地区

都市の良好な自然環境を形成する枢要な緑地を保全するため、「都市緑地法」に基づき指定された緑地。

### 所沢市生涯学習まちづくり出前講座

市職員が講師となり、市民のところへ出向き、市政についての講義を行う制度。

### 所沢市街づくり条例

市民参加による街づくりの制度や一定規模以上の開発行為の際のみどりの保全及び創出等を含めた施設整備に努めることなどを定めた条例。

### 所沢市水とみどりがつくるネットワーク計画

所沢市にある豊かな水とみどりを、未来の子どもたちに引き継ぐとともに、まちなにぎわいや魅力とつなぎ、その豊かな恵みを楽しむ「水とみどりがつくるネットワーク」をつくる計画。

### 所沢市緑の基金

緑化の推進及び緑地の保全のための事業の資金に充てるため、「所沢市緑の基金条例」に基づき、市の積立と市民等からの寄付により積み立てられた基金。

### 所沢しみどりのふれあいウォーク

みどりへの理解と意識の向上を図ることを目的に、市内のみどりをウォーキングでめぐるイベント。

### 所沢市ふるさとの川再生事業

淡水生物（タナゴなど）が戻ってくるような自然再生、多自然川づくりを目指し、設計段階から市民団体と市が協働で計画して、その後、市が川を整備し、市民団体が維持管理等を行う事業。

### 所沢市民フェスティバル

所沢市の市制施行 30 周年を記念し、1980 年(昭和 55 年)に初めて開催されたイベント。2 回目からは「市民手づくりの祭典」として実行委員会の主催で開催されている。

### 所沢ブランド特産品創出支援事業

観光客などに広く販売できるよう、所沢を象徴するような魅力ある特産品の創出を市が支援する事業。

### 都市下水路

主として市街地（公共下水道の排水区域外）において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいう。

### 都市公園

「都市公園法」に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地。

### 都市緑地

「都市公園法」に基づく都市公園の一種で、主として都市の自然的環境の保全等を目的とした緑地。

### 土地区画整理事業

「土地区画整理法」に基づき、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更と公共施設の新設又は変更を行う事業。道路、公園等の公共施設と宅地の総合的な整備や、地域の特性に応じて多くの目的に対応したまちづくりが可能となる。

な

### ナショナルトラスト活動・トラスト活動

価値ある自然環境や歴史的建造物を広く募金を募り取得することにより保存し、次代に引き継いでいくことを目指した環境保護活動。

### 日本農業遺産

重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域において、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを農林水産大臣が認定する制度。

### 農業環境規範

農林水産省が作成した、環境と調和した農業生産活動を行っていく上での基本的なポイント。農業者が営農活動の自己点検に使用する。

### 農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して一体として農業の振興を図るための地域。

## 農用地区域

農業振興地域内の土地で、規模など一定の条件を満たし、今後、概ね10年にわたり農業上の利用を行うものとして、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定されている農地。

## 農用林

農家がくず掃きをして落ち葉を堆肥にするなど、農業のために利用される樹林地。

## は

---

### ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

### ビオトープ

生物の生息生育空間のこと。「人の手で作られた水辺」のイメージがあるが、本来の意味は水辺だけでなく樹林や草地などのさまざまな環境も含まれる。また、創出した場所だけでなく、本来その場所にある環境も該当する。

### ふるさとの緑の景観地

ふるさとを象徴する埼玉らしい樹林風景を保全するため、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき指定された樹林地。

### 平地林

平地にある樹林地。

### 壁面緑化

建物などの壁面をつる性植物などで覆う緑化。みどりの創出による気温低減や建物の室内温度及び表面温度の上昇を防ぐ効果がある。

### 保存樹木・保存樹林

市街化区域及びその周辺地域において、良好な都市環境を維持するために、指定し保全される樹木、又は樹林。

## ま

---

### まちなかみどり保全地区

緑地の保護及び市民の良好な生活環境を確保し、市民に憩いの場を提供するとともに、みどりを保護する思想の普及及び民有緑地の高度利用を図り、地域の模範となる緑地の維持及び管理を図るための制度。市街化区域内の樹林地が対象。

### 水辺のサポーター制度

所沢市が管理する河川・水路において、ボランティアで清掃美化活動を行う市民団体等と市が協力して、快適な水辺環境の維持・保全を図る制度。

### 緑化の手引書

市民や事業者などの協力によって「みどりの街づくり」を進めるための手引書。「戸建て住宅」「集合住宅」「店先や商店街」「大きな商業店舗」「工場や事業所」ごとに、みどりをつくるポイントが整理されている。

### みどりのパートナー制度

自発的かつ実践的な活動を行う個人又は団体を「みどりのパートナー」として登録し、活動場所や緑化資材の提供等を通じて、市民によるみどりの保全や緑化の活動を支援する制度。



## 民間トラスト地

民間の団体がトラスト活動により取得した土地。

## 武蔵野の落ち葉堆肥農法【解説 118 ページ】

人の手で育てた雑木林の落ち葉を堆肥化し土壌改良に用いる、江戸時代から武蔵野地域（川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町）で続けられてきた伝統農法。2017年（平成29年）3月に日本農業遺産に認定された。

## 猛禽類

一般的には鋭いくちばしと爪をもち、他の動物を捕食する鳥類の総称。

や

## 屋敷林

強い風などから屋敷を守るために、屋敷の周囲に植栽された竹、ケヤキ、スギ、ヒノキ、カシなどで構成された林。

## 谷戸（やと）

丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。谷の斜面の樹林や田、湿地、水路等で構成される。谷津などの呼び方もある。

## 遊休農地

現在、耕作されておらず、引き続き耕作されないと見込まれる農地。

ら

## 落葉広葉樹林

落葉（冬に葉を落とす）の広葉樹（葉が広く平たい木）から構成される樹林。

## 卵のう

卵が入っている袋状のもの。

## 緑地保全制度

里地・里山などのまとまった緑地を、保全区域等として指定し、指定された区域等においては一定の行為を規制する等の対応により、みどりを保全する制度の総称。

## 緑化協議

市が行う500平方メートル以上3,000平方メートル未満の開発事業並び、公園・緑地の新設及び再整備において、事業実施課とみどり自然課が緑化の内容について計画・設計段階で協議を行う制度。

## レッドリスト・レッドデータブック

レッドリストは絶滅の恐れのある野生生物の種を一覧にしたもの。レッドデータブックは、レッドリストに掲載された生物について、生息状況等を取りまとめた本。

## ロードキル

動物（昆虫までも含める場合もある）が道路上で車にひかれる現象。より広義には、車に轢かれたものだけではなく、側溝などの道路構造物に落ちた場合や道路照明塔に衝突した場合など、道路に起因する野生動物の死傷を全て含める。

#### 4. 「生物多様性ところざわ戦略」策定の経緯

年 度	月 日	内 容
2019 年度 令和元年度	5 月 27 日	令和元年度 第 1 回所沢市みどりの審議会 ・生物多様性ところざわ戦略について（諮問） ・策定方法について
	7 月 29 日	令和元年度 第 2 回所沢市みどりの審議会 ・「生物多様性」に関する世界や国内の動向 ・指標動植物調査について ・アンケート・ヒアリングについて
	9 月 27 日	令和元年度 第 3 回所沢市みどりの審議会 ・関連取り組み等調査報告
	9 月 9 日～ 9 月 30 日	市民アンケート調査の実施
	10 月 10 日～ 10 月 30 日	子どもアンケート調査の実施
		みどりのパートナーアンケート調査の実施
	10 月 26 日・ 27 日	所沢市民フェスティバル 市環境コーナー生物多様性ブース出展
	12 月 5 日～ 12 月 20 日	団体・企業アンケートの実施
2 月 17 日	令和元年度 第 4 回所沢市みどりの審議会 ・動植物調査結果の報告 ・アンケート調査結果の報告 ・調査結果と課題の報告 ・目標（将来像）と基本方針・施策の体系についての審議	
2020 年度 令和 2 年度	8 月 18 日	令和 2 年度 第 2 回所沢市みどりの審議会（書面会議） ・生物多様性ところざわ戦略（案）の審議
	12 月 8 日～ 12 月 22 日	パブリックコメントの実施
	1 月 15 日	令和 2 年度 第 3 回所沢市みどりの審議会（書面会議） ・生物多様性ところざわ戦略について（答申）
2021 年度 令和 3 年度	4 月	生物多様性ところざわ戦略公表

## 5. 所沢市みどりの審議会委員名簿

分類	氏名	所属	備考
知識経験を有する者	亀山 章	東京農工大学（名誉教授）	
	竹内 智子	千葉大学園芸学研究科（准教授）	令和2年7月1日～
	池邊 このみ	千葉大学園芸学研究科（教授）	～令和2年5月31日
活動する団体の代表者	荻野 豊	公益財団法人トトロのふるさと基金	
	中安 直子	公益財団法人日本生態系協会	令和元年6月1日～
	木村 智子	NPO 法人 Green Works	
	長谷川 勝	株式会社自然教育研究センター	
	深谷 正徳	いるま野農業協同組合	令和2年6月1日～
	大谷木 康一	いるま野農業協同組合	～令和2年5月31日
関係行政機関の職員	間宮 直子	埼玉県川越農林振興センター	令和2年6月1日～
	原口 雅人	埼玉県農林部寄居林業事務所	～令和2年5月31日
	塚原 高志	埼玉県環境部みどり自然課	
その他市長が必要と認める者	水上 哲朗		
	三ツ木 雅秋		
	関谷 佳和	1級ビオトープ計画管理士	



## 6. 諮問書・答申書

### 諮問書

所 み 第 105 号  
令和元年 5 月 27 日

所沢市みどりの審議会  
会長 亀山 章 様

所沢市長 藤本 正人

生物多様性ところざわ戦略の策定について（諮問）

本市では、生物多様性基本法（平成二十年六月六日法律第五十八号）第十三条第一項に則り、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画となる生物多様性ところざわ戦略を策定することといたしました。

つきましては、生物多様性ところざわ戦略の策定について、貴審議会の意見を求めます。

## 答申書

令和3年2月15日

所沢市長 藤本 正人 様

所沢市みどりの審議会  
会 長 亀 山 章

生物多様性ところざわ戦略の策定について（答申）

令和元年5月27日付け、所み第105号で諮問のありました標記の件について、当審議会は6回にわたる会議を開催し、慎重に審議した結果、別添のとおり計画案を取りまとめましたので、答申いたします。

## 7. 使用データなど

本戦略の図面の作成にあたり、以下のデータを使用しました。

出典	データ
国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト ( <a href="https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html">https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html</a> )	・鉄道・駅
国土地理院基盤地図情報	・数値標高モデル 10 mメッシュ
国土地理院数値地図（国土基本情報）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地条件</li> <li>・道路</li> <li>・樹木に囲まれた居住地</li> </ul>
所沢市みどりの基本計画における作成データ (2018年（平成30年）作成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域・市街化区域</li> <li>・植生（くぬぎ山部分・市外を修正）</li> <li>・水面・湧水</li> <li>・公園緑地</li> <li>・緑地保全制度による保全指定地（2020年（令和2年）のデータに修正）</li> <li>・公有地化区域（2020年（令和2年）のデータに修正）</li> </ul>